

第五十二号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

## 江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の七・七二」を「百分の七・八〇」に、「百分の五十六」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「四万千円」を「四万二千円」に、「百分の四十四」を「百分の四十五」に改める。

第十五条の八中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・一五」を「百分の二・三六」に改め、同条第二号中「一万二千元」を「一万三千二百円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・八四」を「百分の二・〇四」に、「百分の五十二」を「百分の五十三」に改め、同条第二号中「一万五千九百元」を「一万六千五百円」に、「百分の四十八」を「百分の四十七」に改める。

第十六条の五中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十九条の二中「六十一万円」を「六十三万円」に、「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第一号イ中「二万八千七百七十円」を「二万九千四百円」に改め、同号ロ中「八千四百円」を「九千二百四十円」に改め、同号ハ中「一万千三百円」を「一万千五百五十円」に改め、同条第二号中「二十八万円」を「三十万五千円」に改め、同号イ中「二万五千五百五十円」に改め、同号ハ中「七千九百五十円」を「八千

二百五十円」に改め、同条第三号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同号イ中「八千二百二十円」を「八千四百円」に改め、同号ロ中「二千四百円」を「二千六百四十円」に改め、同号ハ中「三千百八十円」を「三千三百円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、低所得者に対する保険料均等割の減額の対象となる世帯の所得基準額を引き上げる必要があるため、本案を提出いたします。